

都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議 設置要領

1. 設置目的

都市緑地の質・量の確保に向けた取組を全国的に一層推進するためには、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標、取組の具体的方向性等を国が示すことで、国・地方公共団体、民間事業者等の各主体が方向性を共有して効果的な取組を推進することが必要である。このため、都市緑地法を改正し、新たに国土交通大臣が、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める規定を設けたところである。

基本方針の策定に当たっては、気候変動対策や生物多様性の確保等の国際的潮流、国内の社会経済動向、都市緑地に関する専門的な知見や都市緑地行政の現場の声等を適切に反映することが必要であることから、知見を有する有識者や関係団体等からの助言、意見等を伺う会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

2. 委員

有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。座長は議長として有識者会議の議事を総括する。

3. 有識者会議

座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を有識者会議に出席させ、意見を求めることができる。有識者会議については、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。

4. 庶務

検討会に係る事務は、国土交通省都市局都市環境課、公園緑地・景観課が処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議
委員名簿

●委員（五十音順、敬称略）

大嶋 優佳	経団連自然保護協議会事務局次長
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
谷口 守	筑波大学システム情報系社会工学域教授
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
横張 真	東京大学総括プロジェクト機構特任教授
大道 和彦	東京都建設局公園緑地部公園計画担当部長
奥野 潔	神戸市建設局公園部長
三末 容央	松戸市街づくり部みどりと花の課長

●オブザーバー

- ・国土交通省 総合政策局 環境政策課
- ・国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
- ・国土交通省 道路局 環境安全・防災課
- ・国土交通省 住宅局 住宅総合整備課、住宅戦略官付
- ・国土交通省 港湾局 海洋・環境課
- ・農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課
- ・環境省 自然環境局 自然環境計画課

●事務局

- ・国土交通省都市局都市環境課、公園緑地・景観課

以上